

特許 & 技術レポート

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2010-09

ハイライト:

特許審判院の審判の質向上	1
大企業の特許濫用にブレーキ	3
パテントトロール、スマート製品狙う	3
送油管の油漏れ感知技術の特許出願動向	4
米Spansion、サムスンを相手取ってメモリ特許侵害訴	5
遺伝子選別を通じた高級肉生産の特許増加	6



特許制度

特許審判院の審判の質向上

特許審判院によると、今年上半期に特許審判院の審決を不服として特許法院に提訴した比率(提訴率)並びに特許法院が特許審判院の審決を支持した比率(審決支持率)が大きく改善された。

提訴率は、2004年から2008年まで18~19%台を維持したが、2009年は15.2%、今年上半期には14.3%と減少し続ける傾向にある。

また、審決支持率も、2007年から76.5%付近で留まっていたが、今年上半期は78.4%と改善された。

このように提訴率・審決支持率が大きく改善されたのは、特許審判院が審判官の専門性強化のために審判官の推薦制、審判官の等級制、融複合技術に対する審判官のプー

ル制を導入し、迅速で正確な審理のために口述審理を拡大・強化したためであると解釈される。

また、特許法院の審決取消事件と審判ミスの事例を分析、審判官に持続的に教育を行うなど、審判品質の向上に主力を注いだためであると分析されている。

さらに、特許審判院は、特許庁審査官の拒絶決定に対して審判官が取り消した事件・登録された権利が無効確定された事件を特許庁審査局に通報し、これに対して特許審判院と審査局の間で判断基準の調和を図るための合同会議を開催することによって、審査品質の向上にも努力を注いでいる。

このように審判品質の向上により提訴率が減少すれば、特許審判院で終結する紛争が多くなり、その結果、紛争の当事者が特許法院・大法院で消費しなければならなかった費用や時間を大きく減らすことができるであろうと期待される。

ピョ・ジェホ特許審判院長は、「今回の結果に満足せず、さらに良い品質の審判が行われるように努力を惜しまないつもりである」とし、「今後も、特許審判院は知的財産権の一次紛争調整機関として、増加している知的財産権の

紛争を迅速・正確に解決、企業と国家の競争力を高めるのに最善の努力を尽くすつもりである」と述べた。



大法院判例

▶訂正が特許請求範囲を実質的に拡張したり変更する場合に該当するかどうかを判断する方法

事件：特許法院2010. 7. 15. 宣告2010HE0715判決、登録無効(実)

判示事項：登録実用新案の明細書や図面に不完全なものがあり、訂正請求に該当する誤った記載がある場合であっても、その誤った記載の訂正により実用新案登録請求範囲が実質的に拡張したり変更する場合には、その訂正が許容できないといえるが(大法院1976. 8. 24. 宣告75HU5判決参照)、本事件の訂正請求による訂正事項2乃至4の訂正が、たとえ誤った記載を訂正したり分明でない記載を明確にする場合に該当したとしても、これを許容する場合には、訂正前の登録考案の記載を信頼する第三者に予想できない損害を与える可能性があるため、訂正事項2乃至4は、訂正前の登録考案の実用新案登録請求範囲を実質的に変更する場合に該当し、違法であるとした事例。

判決要旨：(1)訂正事項2乃至4が誤った記載を訂正したり分明でない記載を明確にする場合に該当するかどうか

訂正事項2乃至4は、訂正前の登録考案の実用新案登録請求範囲と詳細な説明に記載されている「ガイドバー(300)が昇降ブラケット(200)の格板(210)一側面に融着している事項」を訂正後の登録考案の実用新案登録請求範囲と詳細な説明に「昇降ブラケット(200)が格板(210)一側面に融着している事項」と変更することによって、格板(210)一側面に融着する対象をガイドバー(300)から昇降ブラケット(200)に訂正したものである。ところが、訂正前の登録考案の明細書には、「…昇降ブラケットが上下左右への位置変動が可能であり、排気ガス浄化装置と地面との間隔を自在に調節できるようにすることで…」(甲第2号証、2頁下から3、4行及び3頁の「考案が解決しようとする技術的課題」の4、5行)、「ガイドバー(300)は車両のフレームと結合することになり、ガイド孔(301)によりボルト(B)およびナット(N)で昇降ブラケット(200)と締結することになるが、このとき、ガイド孔(301)を一定間隔で多数個形成し、昇降ブラケット(200)を所望の高さに固定できるようになる」(甲第2号証、4頁の段落9)、「図4に図示されたように、排気ガス浄化装置(E)の位置を上下方向に変更しようとする場合には、ガイドバー(300)のガイド孔(301)と昇降ブラケット(200)の締結孔(201)に固定結合したボルト(B)及びナット(N)を解除した後、上方または下方に位置を変更してから、変更された適宜位置に設定されたガイド孔(301)と締結孔(201)を一致させた後、ボルト(B)及

びナット(N)を連結固定すればよい」(甲第2号証、5頁の段落9)と記載されていた。したがって、訂正事項2乃至4は、訂正前の登録考案の詳細な説明と図面に記載されていた技術的構成に合わせて、昇降ブラケット(200)とガイドバー(300)の結合関係に関して、誤った記載を訂正したり分明でない記載を明確にした場合に該当するといえる。

(2)訂正事項2乃至4が、訂正前の登録考案の実用新案登録の請求範囲を実質的に変更する場合に該当するかどうか

訂正前の登録考案の昇降ブラケット(200)は、昇降バー(200)の一側に結合し、ガイドバー(300)に融着する格板(210)と一体に形成され、ガイドバー(300)に形成された多数個のガイド孔(301)とボルト(B)及びナット(N)で締結される締結孔(201)が形成されたものである。従って、昇降ブラケット(200)は、所望の高さに昇降され、ボルト(B)およびナット(N)によりガイドバー(300)に締結された後、格板(210)の一側面がガイドバー(300)に融着することによって、ガイドバー(300)に対する昇降ブラケット(200)の固定構造が外部の振動などに対して耐久性を有するが、ガイドバー(300)に対する昇降ブラケット(200)の上下位置の変動は、不可能な状態でガイドバー(300)に固定される構造からなっていた。

これに比べ、訂正後の登録考案の昇降ブラケット(200)は、昇降バー(200)の一側に結合し、格板(210)一側面に融着しており、ガイドバー(300)に形成された多数個のガイド孔(301)とボルト(B)及びナット(N)で締結される締結孔(201)が形成されたものである。従って、昇降ブラケット(200)は、ボルト(B)及びナット(N)によりガイドバー(300)に締結されるだけで、ガイドバー(300)と融着していないので、ガイドバー(300)に対する昇降ブラケット(200)の固定構造が、外部の振動に対する耐久性は訂正前の登録考案に比べ相対的に落ちるが、ガイドバー(300)に対する昇降ブラケット(200)の上下位置の変動は、可能な状態でガイドバー(300)に固定される構造に変更された。

これによって、訂正事項2乃至4は、格板(210)一側面に融着する対象をガイドバー(300)から昇降ブラケット(200)に変更することで、昇降ブラケット(200)が上下位置の変動を行える状態に変更させ、それにより訂正後の登録考案の昇降ブラケット(200)は、訂正前の登録考案の昇降ブラケット(200)に比べ、左右位置が変動できるだけでなく、上下位置の変動も行える新たな目的と作用効果を有することになったといえる。

このように、本事件の訂正請求による訂正事項2乃至4の訂正が、たとえ誤った記載を訂正したり分明でない記載を明確にする場合に該当したとしても、これを許容する場合には、訂正前の登録考案の記載を信頼する第三者に予想できない損害を与える可能性があるため、訂正事項2乃至4は、訂正前の登録考案の実用新案登録請求範囲を実質的に変更する場合に該当し、違法であるとした事例。

紛争

大企業の特許濫用にブレーキ

2005年、半導体のベンチャー企業であるEONEXは、業界でスポットライトを浴びた。米国のクアルコムが支配していた符号分割多元接続 (CDMA) モデムチップを自社開発したためである。

実際、この会社のモデムチップは、LG電子の携帯電話に搭載するほど成功した。問題はこのときからだった。市場の支配者であるクアルコムは、特許権を武器として携帯電話メーカーがEONEXの製品を使えないように牽制し始めた。クアルコムのモデムチップを使えば、ロイヤリティを安くし、そうでなければ、高いロイヤリティを受けるという方法であった。

その結果、EONEXの販売量はそれ以上増えず、昨年、台湾系の会社に技術を売却して潰れた。

また、レーザープリンタインクなどの消耗品を作るあるベンチャー企業は、最近外国系のプリンタメーカーから特許権紛争の訴訟に巻き込まれた。

外国系の会社がプリンタインクのリサイクルカートリッジ技術に関する特許を侵害したと訴訟を提起したためである。特許訴訟の結果はさておいて、このメーカーは輸出の道が絶たれたため、困った状況になった。

プリンタ消耗品業界の関係者は、「訴訟の結果が出る前に、海外で法違反のメーカーとして烙印が押された」とし、「再生インク市場の規模が大きくなるにつれ、大型のプリンタメーカーが中小メーカーの市場にまで侵入し、無差別に特許権訴訟を繰り返している」と述べている。

そのため、優越的地位を利用して中小企業を苦しめていた情報技術 (IT) 分野の大企業と外国系企業に対する本格的な調査が実施される。

公正取引委員会は、「IT分野全般にわたって、韓国企業及び多国籍企業の特許権など知的財産権の濫用可否に対する大規模な職権調査を始めた」と発表した。公正取引委員会が特許権などの知的財産権全般にわたって大規模な職権調査に出たのは今回が初めてである。公正取引委員会は、最近IT産業分野を中心に特許権者の権利濫用行為による特許紛争の件数が急増し、市場を独占するために特許権を不当に利用する事例が増えているため、調査を施すと説明している。

調査対象は、半導体・移動通信・コンピュータ及び周辺機器など、多国籍企業19社と韓国企業40社の計59社である。サムスン、LGは勿論、米国のDELLやHewlett-Packardなどの多国

籍企業も含まれている。調査対象の類型は、特許技術の使用を許諾しながら、特許技術とは関係ない商品を抱き合わせで売ったり、初めて市場に進入してきた事業者に客観的根拠のない特許侵害訴訟を提起し、訴訟を意図的に遅延させて事業活動を妨害する行為などである。また、特許技術のロイヤリティを余りにも高く設定したり、負担に差を設ける行為も調査対象である。今回の調査は、今年初めから計画された日程であるが、最近の大・中小企業の協力雰囲気とも関係ないものではないと思われる。

公正取引委員会のキム・ジュンボム市場監視総括課長は、「IT産業分野は技術依存度が高いため、特許権濫用の行為による被害で企業が潰れることもある」とし、「韓国内外の大企業の特許権濫用で被害を被るのは殆どが中小企業であるため、これらを保護するための趣旨である」と説明している。調査は、第一次として韓国の大企業と多国籍企業に対して各々6週間及び8週間の書面調査が行われる。また、特許権濫用の疑いがある企業に対しては、追加調査に入るという計画である。市場支配的地位の濫用行為と判断されると、関連売上げ額の3%、不公正行為の場合には、関連売上げ額の2%が課徴金として課される。

パテントトロール、スマート製品狙う

パテントトロール (NPE) の攻撃がスマート製品に移っている。これに加え、スマートフォンでの主導権を渡そうとしないアップルが、アンドロイド陣営を相手にした特許攻撃をさらに強化しようとする動きがあり、スマート製品をめぐる超大型グローバル特許紛争が始まろうとしている。

関連業界によると、スマートフォン市場が急成長するにつれ、関連特許に対して、パテントトロールとグローバルメーカー、アップルとアンドロイド陣営間の超大型紛争が可視化されている。これに伴い、サムスンやLG等の韓国メーカーも非常に緊張した中で、事態を注視している。

パテントトロールは、特に最近市場が急速に大きくなっているスマートフォンに領域を広げ始めている。韓国知識財産保護協会によると、スマートフォン等の携帯電話に関するパテントトロールの訴訟件数は、2005年の9件から2006年12件、2007年17件、2008年27件と増加し、昨年1月～9月のみで19件となった。以降の統計はないが、最近になってパテントトロールの訴訟件数はさらに増えていることが分かっている。

携帯電話に関するパテントトロールの数も増加し続けている。2009年末現在、全世界で50社の携帯電話関連のパテントトロールが活動しており、これらの子会社を含むと、107社に至ると推定される。知識財産保護協会のある関係者は、「実際にはさらに多くの携帯電話関連のパテントトロールが活

動しているものと分析される」と述べた。

実際に、米国の代表的なパテントトロールの一つであるNPTIは、最近アップル・グーグル・マイクロソフト・モトローラ・LG電子などスマートフォンメーカー6社を相手に米国裁判所に特許権侵害訴訟を提起したりもした。業界の関係者は、「スマートフォン市場が大きくなるにつれ、パテントトロールの関心がこの分野に向いている」とし、「市場が大きくなるほど、パテントトロールの攻撃はさらに激しくなるであろう」と予想している。

スマートフォンでの主導権を渡そうとしないアップルの攻撃も激しくなっている。最近、アンドロイド陣営を相手に特許攻撃を強化しているのがその代表的な事例である。アップルは現在、台湾のHTC、ノキア等のアンドロイド陣営とスマートフォンの特許を互いに侵害しているとして訴訟を行っている。

業界の関係者は、「アンドロイド陣営の急成長で、アップルが神経を尖らせている」とし、「今のところアップルの追加攻撃は見えていないが、市場が大きくなるほど、アップルとグーグルの紛争は大きくなるしかないであろう」と予想している。

これに伴って、グーグルもアンドロイドフォンの陣営と共に、アップルの動態を注視し、対策を準備していることが分かった。アップルの攻撃にサムスン電子やLG電子などはまだ直接的なターゲットになっていない。しかし、スマートフォン市場で韓国メーカーの占有率が上がり調子を見せているため、アップルの直接的な攻撃に直面する可能性は非常に高い。

注目すべき部分は、スマートフォンの特許紛争が、今後スマートTV等他のスマート分野にまで拡大される可能性が高いということ。業界の関係者は、「スマートTV市場も未来市場として脚光を受けているのに加え、アップルとグーグルとに代表される両陣営が対立しているため、特許紛争が相次ぐ可能性は高い」とし、「今後繰り広げられる『スマート特許紛争』に対する対策を設けなければならない」と助言している。

出願動向

送油管の油漏れ感知技術の特許出願動向

最近の米国メキシコ湾の石油採掘基地爆発、中国大連の送油管爆発による原油流出は、自然生態系及び海洋生物の生息地を破壊させて、非常に多くの経済的損失と長期間の復旧が

必要な後遺症を残した。

原油輸送は、大きく海上運送または陸路運送からなるが、海上運送は油槽船を利用し、陸路運送は送油管や車両を利用する。そのうち、19世紀末米国で初めて使用された送油管は、原油運送のための地下ハイウェイと呼ばれ、交通状況などの影響を受けない最も現代化した手段として評価されている。

このような送油管は、パイプ腐食等の老朽化で原油が流出する場合、土壌や河川及び地下水等が汚染される恐れが高く、汚染地域の環境の復元にも長期間を要する。従って、送油管の原油流出を早く正確に感知できる技術開発が必要である。

特許庁によると、送油管の原油流出を感知する技術に関する特許出願が2004年以前は18件に過ぎなかったが、最近出願が増加し、2005年～2009年の間に50件が出願された。

これらの出願技術を類型別に見ると、感知線を使用する技術が22件と全体の32%を占め、次に、センサ、流量変化、圧力変化などの感知技術の順となる。

特に、流量変化、圧力変化などで原油流出を感知する技術の出願は、2004年以前は3件に過ぎなかったが、出願が増加し、2005年～2009年には18件を占めている。

現在全国の地中には約1,300kmの長さの送油管が埋められており、輸入された原油と精油会社5社の工場の石油製品を全国主要都市の貯油所（油類貯蔵所）と空港まで運送している。

送油管を通じた運送量は、油類の年間総使用量の53%である1億3,300万バレルに至る。

世界は国境を超えて、原油又は石油製品を生産地から消費者に直接輸送する送油管を網のように埋設しており、送油管の運送比率の拡大による環境汚染及び国家間の葛藤も増加し続けることが予想される。これに伴って、送油管の原油流出に関する特許出願も急速に増加するであろう。

家庭用体成分分析技術の出願増加

身長と体重から算出したボディマス指数(BMI)で肥満度を推定する方法の問題点を解決し、簡単に正確に肥満を測定することができる家庭用体成分分析器に関する特許出願が増加している。

一般的に体成分分析器には、人体の多様な周波数の微細電流を流し送ったときに人体が反応する特性を分析する生体インピーダンス分析(BIA)技術が使用される。この技術を応用すると、水分、筋肉、脂肪などの体内の主要構成成分を測定して、比較的正確に肥満度が分かる。

病院やスポーツセンター等で多く使用される専門家用の体成分分析器は、多数のセンサを用いて人体の部位別に体脂肪が正確に測定できるが、高価で操作が難しい。また、低価型の家庭用体成分分析器は、主に手や足に少数のセンサを付着して全身の体脂肪を推定するため、正確度が落ちるというデメリットがあった。

このような問題点を解決するために、使用が便利でありながらも、正確度を高めることができる体成分分析器技術に対する特許出願が増加している。

特許庁によると、体成分分析器に関する世界的特許出願は1,000件余りであって、2000年頃から急増し、最近まで持続的に出願されている。

韓国に出願された特許の主要技術は、使用便宜向上技術27%、測定正確度向上技術22%、測定センサ関連技術15%の順となる。

国家別では、日本(519件、49%)、米国(244件、23%)、韓国(166件、16%)、ヨーロッパ(131件、12%)の順となり、日本企業の出願が韓国よりも3倍以上多い。

主要出願企業は、日本のタニタ(348件)、オムロン(94件)、パナソニック(77件)、また韓国のバイオスペース(64件)、JAWONメディカル(13件)などの順となる。

このように日本と韓国の特許出願が大きな差を見せるのは、その間韓国企業が専門家用に研究開発を集中したのに対し、日本は専門家用だけでなく、家庭用の体成分分析器にも活発な研究開発と特許出願をしたためであると解釈される。

今後、家庭用の体成分分析器に必要な技術が持続的に開発されれば、安価でありながらも機能に優れた家庭用の体成分分析器が多く普及することが予想される。

電子・半導体

米Spanion、サムスンを相手取ってメモリ特許侵害訴

米国のメモリチップメーカーであるスパンションが、特許侵害の疑いでサムスン電子を追加提訴したとブルームバーグが報道した。

ブルームバーグによると、スパンションは8月6日、米国の国際貿易委員会にサムスン電子が自社の4つのフラッシュメモリ技術特許を侵害したとして訴訟を提起した。また、この技術が使用されたサムスンのタブレットPCやMPSプレイヤー、スマートフォン等の米国輸入差止を要請した。

スパンションは、サムスン電子のメモリチップを使用する

アップル、ノキア、リサーチ・イン・モーション(RIM)などに対しても特許を侵害したと主張し、これとは別に、バージニア州連邦地方裁判所やカリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所などにも特許侵害による被害補償を求める訴訟を提起した。

スパンションのMark Frankenスポークスマンは、「今回の訴訟に提起された特許は、フラッシュメモリの具現と製造に関するものである」とし、「特許は保護されなければならない、侵害された場合、それに見合う補償を受けなければならない」と述べている。

スパンションは、2008年11月にもITCと裁判所に特許侵害の疑いでサムスンを提訴した。ITCは、特許侵害の主張に関する調査結果を9月中に発表する予定である。

一方、スパンションは、債権に対する利子を支給できず、昨年3月裁判所に破産保護を申請した後、1年間破産状態にあったが、今年5月に破産保護から抜け出している。

MS・セールスフォース・ドットコム、特許訴訟に合意

PCマガジンは8月4日、マイクロソフト(MS)とセールスフォース・ドットコムが、特許侵害訴訟で和解を決定したと報道した。

両社は、各社が保有している特許を互いに利用することとした。MSとセールスフォース・ドットコムは、クラウド・コンピューティングサービス市場で競争を繰り広げており、最近、特許侵害の疑いで相手方を提訴した。

具体的な合意内容は公開されていない。但し、MSは、「セールスフォース・ドットコムが当社の運用体系(OS)の強さを認めて、代価を支払うこととした」と述べている。

MSは5月、セールスフォース・ドットコムのCRMソフトウェアに自社特許9件が使用されたとし、特許侵害の疑いでセールスフォース・ドットコムを提訴した。セールスフォース・ドットコムも6月、MSを同じ疑いで提訴した。

セールスフォース・ドットコムは、クラウドサービス分野でGoogleと提携を結んでいる。MSも、次世代フード事業にクラウドサービスを強化しているため、今後、両社の競争はさらに激しくなることが予想される。

化学・金属・生命工学

電気自動車の特許出願、毎年増加

次世代の交通手段として注目されている電気自動車に関

する特許出願が、毎年増加し続けている。

特許庁によると、電気自動車(ハイブリッド、燃料電池など)に関する特許出願は、電気自動車に対する技術開発が本格的に行われ始めた2000年から昨年までで1963件に達している。

特に、国際原油価格が暴騰した2006年には291件が出願され、前年に対して105%急増したことに続き、2007年は203件と多少足踏みをしていたが、2008年356件、2009年360件と増加し続けている。

最近10年間に申請された技術を類型別に見ると、ハイブリッド自動車に関する技術808件(40%)、燃料電池自動車に関する技術437件(22%)、その他764件(38%)と、商用化が容易なハイブリッド自動車に関する技術の出願が最も高いことが分かる。

また、昨年は、ハイブリッドと燃料電池自動車に関する技術の出願件数が大幅に減少した反面、電気自動車の商用化に必要な応用技術に対する出願件数は大幅に増加し、対照的な様相を見せている。

これは、ハイブリッド及び燃料電池自動車に関する中核技術がある程度成熟段階に入ったものと判断され、企業が電気自動車の商用化に必要な要素技術の開発に重点をおいているためであると分析される。

特許庁の関係者は、「今後、電気自動車の便宜性及び効率性の向上などのような商用化のための応用技術開発が活発に行われることが予想され、高性能の電気自動車の普及がさらに活発になるであろう」としている。

遺伝子選別を通じた 高級肉生産の特許増加

遺伝子選別を通じた高級肉の生産に関する特許が相次いでいる。

でいる。

特許庁によると、霜降りを良くする遺伝子を発見し、その遺伝子が出る可能性が高い牛や豚を子供の時から選別して飼う技法が特許を通じて公開されている。

「霜降り」とは、肉の組織に細かく脂肪が入り込んでいるものをいう。肉の柔らかさや風味をさらに良くするポイントである。

霜降りのよい高級肉を生産するための特許は、1991年に初めて出願された後、今まで93件が出願されている。

技術分野別では、2002年まではよい飼料を使うなど、飼育環境を改善することで肉質を高める技術が主であったが、2003年からは、遺伝子分析を通じて霜降りのよい牛や豚を選別する技法が毎年6~7件ずつ出願され、現在はこの分野の技術を先導している。

出願人の国籍を見ると、飼育環境に関する技術は韓国人(19件)が外国人(12件)を少し上回っているが、遺伝子選別に関する技術は、計62件のうち57件と90%以上を韓国人が占めている。韓国人の出願が活発なのは、韓国人が国産肉類を好むことから、関連の研究が活発に行われているためである。

特許庁の関係者は、「韓国産の牛や豚に対する遺伝子の分析結果を肉種技術に結びつける研究及び出願が増加する傾向である」とし、「近いうちに改良された肉種技術で生産された韓国産高級肉が畜産農家の所得増大に大きく寄与するであろう」と述べている。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所
ソウル市瑞草区盤浦洞742-20(榮和B/D)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.co.kr
Website : <http://haandha.co.kr>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.
ソウル市瑞草区盤浦洞742-20(榮和B/D)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr